



(法：いじめ防止対策推進法)

国のいじめ防止基本方針
(法第11条)
沖縄県いじめ防止基本方針
(法第12条)

読谷高校いじめ防止基本方針
(法第13条)

第1 いじめ防止のための対策の
基本的な方向

- (1) 基本的な考え方
- (2) いじめとは
- (3) いじめに問題に取り組む
方向性

2 本校の現状と課題

- (1) 本校の現状
- (2) FORMSによる生徒アンケート調査結果
- (3) いじめ防止に向けて、早期発見、対処の取り組み状況
- (4) いじめ対応の流れ

第2 いじめ防止等のための
対策の内容

- 1 いじめ防止に向かう学校の
姿勢・態度
- 2 いじめの早期発見に向けて
の取り組み
- 3 いじめの早期解決に向けて
の取り組み
- 4 校内組織
- 5 組織体制
- 6 重大事態への対処
- 7 校内研修
- 8 家庭地域関係機関との連携

いじめのストレスを取り除くために

学校目標より

- 1. 部活動と学習指導の充実
- 2. 基礎基本の定着に向けての指導
- 3. 進路指導の充実

「いじめの定義」

(平成18年度文部科学省改訂)

- ① 当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの
(「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。ただしけんか等を除く。)
- ② いじめか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子供の立場に立って行うもの
(「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。)
- ③ いじめの起こった場所は、学校の内外を問わない
(インターネットを通じて行われるものを含む)

年間を通じてのアンケート回答結果 (R5)

- ① からかいや SNS でのトラブルがありましたが、即時対応を行い、大きな問題になる前に収める事ができた。
- ② 友人関係の悩みもあり、生徒指導部としても話を聴く事で緩和をすることができた。

アンケートを通して成果と課題 (R5)

- ① 生徒自身、今までの記入回答より FORMS の回答の方が打ち明け易いという感想があった。対応も速やかに行えた。
- ② その反面、関係のない回答「自動販売機の設置」「クーラーの温度設定」についてもあったので、アンケートの目的意義を再確認する。

学校長(委員長)、教頭(副委員長)、生徒指導主任、当該生徒指導学年担当、当該学年主任、教育相談、養護教諭とする。(事案により学級担任や部活動顧問が加わる) また、学校の透明性や専門的立場からの意見を求める為に、本校職員以外の委員として、スクールカウンセラー(設置年度のみ)、本校 PTA 会長

いじめ主な関係機関・相談窓口

- ① 「みんなの人権110番 全国共通人権相談ダイヤル」
(ゼロゼロ みんなの ひやくとうばん) 0570-003-110
- ② 読谷村役場特設人権困りごと相談所 098-982-9201
- ③ 読谷村青少年センター 098-982-9232
- ④ ヤングテレホンコーナーフリーダイヤル 0120-276-556